

入札公告別表 松阪建設事務所 公告日 令和8年10月9日(金)
入札公告本文において「別表」を参照するよう指定した項目は、次のとおりです(適用する項目は、■に着色しています。)

1 入札に付する工事概要

施 行 番 号	508-04679	
工 事 番 号	令和8年度 公共土木施設維管 第25001-03分0001号	
工 事 名	二級河川笹笛川ほか公共土木施設維持管理(堆積土砂撤去・伐採)工事	
工 事 場 所	多気郡明和町斎宮 地内 ほか	
工 事 概 要	堆積土砂撤去工 1号箇所(笹笛川) L=1,300m V=5,100m3 2-1号箇所(佐奈川) L=150m V=100m3 2-2号箇所(佐奈川) L=310m V=200m3 伐木工 3号箇所(祓川) N=200本	
工 期	契約締結日から239日間	
予 定 価 格 (税 込 ・ 円)	—	☐ 見積徴収型 ☒ 予定価格の事後公表試行案件
そ の 他	☐ 余裕期間設定工事試行案件 ☐ 発注者指定方式 ☐ 任意着手方式 ☒ 土日完全週休2日制工事試行案件 ☒ 発注者指定型(経費補正なし) ☐ 発注者指定型(経費補正あり) (☐ 週単位 ☐ 月単位) ☒ ICT活用工事試行案件 ☐ 発注者指定型(土工) ☒ 施工者希望型(対象工種は特記仕様書による) ☒ 建設キャリアアップシステム活用モデル工事事件 ☒ 発注者指定型 ☐ 受注者希望型 ☒ 【総合評価】配置予定技術者の工事実績を設定しない試行工事事件 ☒ 債務負担行為に係る契約の前金払の特例(建設工事請負契約書第41条第3項)適用可能な案件	

※予定価格は、開札後に公表します。

2 入札方式に関する事項

入 札 執 行 方 式	☒ 電子入札対象工事 ☐ 紙入札対象工事
落 札 者 決 定 方 式	施工体制確認型総合評価方式(簡易型B)
総合評価方式の詳細	☐ 総合評価方式の一括審査対象工事(対象件数 件)
技術提案	☒ 技術提案を求める(対策なし型) ☐ 技術提案を求める(対策あり型) ☐ 技術提案を求めない
そ の 他 の 適 用 する 入 札 方 式 等	☐ 最低制限価格設定工事 ☒ 低入札価格調査対象工事 (三重県低入札価格調査実施要領第6条第3項の適用: ☐ 適用する ☒ 適用しない) ☒ 契約後VE方式 ☐ 一抜け方式試行案件(対象件数 件) ☐ 若手技術者育成支援工事試行案件(技術者要件及び参加申請時の提出書類を確認してください。)

3 競争参加資格に関する事項

事前条件審査項目	入札参加形態	■ 単体 又は 経常建設共同企業体 □ 特定建設工事共同企業体(構成員数 者)			
	建設工事の種類及び建設業の許可区分	土木一式工事	建設業の許可区分	■ 一般建設業又は特定建設業 □ 特定建設業に限る	
	入札参加資格者名簿登録業種	土木一式工事			
	設計業務の受託者	—			
	建設業退職金共済制度への加入	■ 求める □ 求めない			
	地域要件並びに格付け及び総合点数又は経営事項審査結果の総合評定値等(右のいずれかを満たすこと。) (公告本文3(1)コを参照してください。)	(1)	松阪建設事務所管内に本店及び建設業法上の主たる営業所を有する者	A	—
参加資格事後審査項目	(2)	旧飯南郡、多気郡に本店及び建設業法上の主たる営業所を有する者	B	—	—
	その他競争参加資格要件	—			
	企業要件 (公告本文3(2)アを参照してください。)	①単独又は共同企業体の構成員である元請けとして、平成23年度以降に完成し、かつ引渡しが済んでいる公共機関等発注の契約金額2千万円以上の土木一式工事の施工実績を資料提出日において有すること。 ②建設キャリアアップシステム事業者登録が入札時において完了していること(有効期限内であること)。なお、共同企業体の場合は、代表者及び構成員共にこの要件を満たすこと。			
	主任技術者等の配置可否確認時期	■ 開札日 □ 契約日 □ 本契約日 □ 工事着手日			
技術者要件 (公告本文3(2)イを参照してください。)	三重県公共工事共通仕様書1-1-1-101の規定による主任技術者等であること。				

4 入札手続等

手続き等		期間・期日	備考(方法・場所等)
特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書提出期限		—	
競争参加資格確認申請書提出期限		令和8年10月23日(金) 午後3時まで	電子入札システムによる。
技術資料に係る質問の受付期限		令和8年10月15日(木) 午後3時まで	持参又は電子メール、FAX若しくは電子入札システムによる(持参の場合以外は着信確認をお願いします)。
技術資料に係る質問に対する回答期限		令和8年10月19日(月) 午後5時まで	に回答します。
設計図書等に係る質問の受付期限		令和8年10月29日(木) 午後3時まで	持参又は電子メール、FAX若しくは電子入札システムによる(持参の場合以外は着信確認をお願いします)。
設計図書等に係る質問に対する回答期限		令和8年11月2日(月) 午後5時まで	に回答します。
事前条件確認通知日(予定)		令和8年10月28日(水)	電子入札システムによる。
総合評価に係るヒアリング予定日		—	
入 札 書 提 出 期 間		令和8年11月6日(金) 午前8時から午後8時まで	電子入札システムによる。
		令和8年11月9日(月) 午前8時から午前9時まで	
開 札 日 時		令和8年11月9日(月) 午後1時45分	松阪建設事務所総務・管理・建築室 総務課
参加資格事後審査結果通知日(予定)		令和8年11月11日(水)	電子入札システムによる。
再度入札(予定価格の事後公表試行案件)	入札書提出期間(予定)	令和8年11月10日(火) 午前8時から午後8時まで 令和8年11月11日(水) 午前8時から午前8時55分まで	電子入札システムによる。
	開札日時(予定)	令和8年11月11日(水) 午前9時00分	松阪建設事務所総務・管理・建築室 総務課
	参加資格事後審査結果通知日(予定)	令和8年11月11日(水)	電子入札システムによる。

5 提出書類等

特定建設工事共同企業体結成に関する入札参加資格審査申請時		☐ 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(共同企業体取扱要綱*1 様式第4) ☐ 特定建設工事共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱 様式第5)の写し ☐ 使用電子証明書届(特定JV用)(電子調達運用基準*2 様式3)
参加申請時		☒ 競争参加資格確認申請書(電子入札システムによる) ☐ 参考見積書 (提出方法: ☐ 紙媒体 ☐ 電子入札システム) ☒ 技術資料届出書等(提出方法: ☒ 紙媒体 又は ☒ 電子入札システム) ①技術資料届出書 ②技術資料(様式1、様式2、様式3、様式4) ☒ その他(技術資料届出書等を紙媒体で提出する場合は、上記①、②のみ袋とじ製本のうえ割印し、添付資料はクリップ等で留め、各1部提出すること。)
入札時	必ず提出(添付資料を含む)	☒ 工事費内訳書 ☒ 企業要件(施工実績)及び配置予定技術者(資格及び施工実績)届出書(様式第2-1号) (配置予定技術者の届出(記載)の可否: ☒ 必要 ☐ 不要) ※主任(監理)技術者、営業所技術者等の兼任特例を活用する場合はいずれかを合わせて提出すること。 ※法第26条第3項第1号による場合は、専任特例1号の主任技術者等配置予定届出書(様式第2-2号) ※法第26条第3項第2号による場合は、専任特例2号の監理技術者配置予定届出書(様式第2-3号) ※法第26条の5による場合は、専任特例営業所技術者の主任技術者等配置予定届出書(様式第2-4号) ※法第26条の5による場合は、専任特例営業所技術者の主任技術者配置予定届出書(様式第2-5号) ※ 配置予定技術者に施工実績を求めています。が、入札時に届出をお願いします。 ☒ 業態調査(入札時提出用)※なお、業態調査に変更がない場合は届出済の「業態調査(新規・変更)」も提出すること。 ☒ 電子契約利用意向兼メールアドレス確認書 ☒ 納税確認書及び納税証明書 ☒ 建設キャリアアップシステム事業者登録確認書 ☐ その他
	条件により提出	☒ 施工体制審査意向確認書(特記事項5(1)参照)
再度入札時	条件により提出	☒ 施工体制審査意向確認書(特記事項5(1)参照)

6 その他

三重県議会の議決の要否	☐ 要 ☒ 否
火災保険付保険の要否	☐ 要 ☒ 否
その他	【予定価格の事後公表試行案件における再度入札実施時の留意事項】 (1) 再度入札を実施する場合は、再度入札に参加できる者に対し、電子入札システムの再入札通知書に予定価格を記載し通知します。 (2) 施工体制確認型総合評価方式における再度入札時の評価値の算出は、「三重県総合評価方式の運用ガイドライン」の「6-2(1)A施工体制確認型総合評価方式の場合」により算出するものとします。

7 公告に関する問い合わせ先

入 札 事 務 担 当 所 属	総務・管理・建築室 総務課	電話／FAX	0598-50-0576/0598-50-0624
工 事 担 当 所 属	事業推進室 流域課	電話／FAX	0598-50-0582/0598-50-0624
所 在 地	〒515-0011 三重県松阪市高町138	e-mail	mkenset@pref.mie.lg.jp

【参考】

※以下は、入札公告本文の抜粋です。詳細は、必ず入札公告本文を確認してください。

3	競争参加資格要件に関する事項 本工事の入札に参加できる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を全て満たしている者としします。 (1) 参加申請書の提出日から落札決定日までの期間中、次に掲げる条件を全て満たしている者としします（経常建設共同企業体にあつては、各構成員がその条件を満たし、エについては共同企業体として満たしている者としします）。ただし、サについては、落札決定までに満たしていれば足りるものとします。 なお、別表で入札参加形態を特定建設工事共同企業体としている場合は、その全ての構成員が、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書の提出日から落札決定日までの期間中、次に掲げる条件を全て満たしている者としします。ただし、サについては、落札決定までに満たしていれば足りるものとします。 ア～ケ （略） コ 別表で指定する地域要件並びに格付け及び総合点数又は経営事項審査結果の総合評定値等を満たすこと。 (7) 地域要件において指定する「建設業法上の主たる営業所」とは、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第2条の規定により建設業許可申請書に記載された主たる営業所を指します。 (4) 格付け及び総合点数が記載されている場合、三重県建設工事発注標準に定める令和8年度格付け及び総合点数としします。 (ウ) 経営事項審査結果の総合評定値等が記載されている場合、経営事項審査結果の総合評定値に係る審査基準日は、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの期間内であるものとします。ただし、合併又は分割その他組織変更を行った法人で、国土交通省通知の規定に基づく経営事項審査を受審した法人にあつては当該通知に定める合併等の期日のものとします。 サ （略） シ 別表で入札参加形態を特定建設工事共同企業体としている場合は、次に掲げる条件を全て満たすこと。 (7) 各構成員が、アで指定する建設工事の種類に対応した許可業種について、特定建設業の許可を有しており、当該業種について5年以上の営業年数がある者であること。 (4) 別表で指定する構成員数であること。 (ウ) 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上（構成員数が2者の場合は30%以上、構成員数が3者の場合は20%以上）であること。また、代表者となる者は、構成員のうち出資比率が最大であること。 (エ) 総合評価方式の一括審査対象工事の場合で、複数の工事に参加を希望するときは、同じ代表者及び構成員で結成された特定建設工事共同企業体であること（異なる構成での参加は認めません。）。 ス 別表のその他競争参加資格要件欄において指定する条件を満たす者であること。 セ 本工事の入札に参加しようとする者の間に、三重県一般競争入札実施要綱第4条第1項第11号に定める資本関係又は人的関係がないこと。ただし、要件を満たす期間は、参加申請書の提出日から入札書受付締切日までとする。 (2) 次に掲げる条件を全て満たしている者としします。 ア 別表で指定する企業要件を満たすこと。 なお、別表で施工実績を求めている場合において、本工事の入札に経常建設共同企業体で参加するときは、構成員のいずれかが施工実績を有していれば足りることとし、特定建設工事共同企業体で参加するときは、特定建設工事共同企業体の代表者が施工実績を有していることとしします。 (7) 施工実績は、元請としての施工実績とし、受注形態が単独又は共同企業体の構成員（出資比率が20%以上のものに限ります。）としてのものであることとしします（イ(7)の技術者要件（施工実績）においても同様とします。）。 (4) 施工実績の発注機関を「公共機関等」と指定している場合は、次のいずれかの機関であることとしします（以下「公共機関等」において同じ。）。 a 国の機関（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第25条第2項により公示された組織） b 地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体） c 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人 d 国土交通省令で定める法人（建設業法施行規則第18条に規定する法人） イ 本工事に、建設業法第26条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の規定による主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」といいます。）であつて、次の(7)から(ウ)の基準を満たす者を別表で指定する主任技術者等の配置可否確認時期において配置できる状況にあること。ただし、本工事が工場製作を含む工事であつて、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置する場合で、本工事着手時に配置する主任技術者等が工場製作期間に配置する主任技術者等のときは、現地施工期間に配置する主任技術者等は、現場が工場から現地に移行する時点で配置できる状況にあること。 なお、配置予定の主任技術者等（以下「配置予定技術者」といいます。）が入札時に他の工事（本工事と兼任することができないものに限ります。）に従事している場合において、主任技術者等の配置可否確認時期において配置できる状況にあることは、主任技術者等の配置可否確認時期の前日までにその工事の契約工期末日が到来している又は完成検査による契約の履行を確認していることをいいます。 また、本工事の入札に経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体で参加する場合は、全ての構成員が次の基準を満たす者を主任技術者等の配置可否確認時期に配置できる状況にあることとしします。 (7) 別表で指定する技術者要件（資格及び施工実績）を満たす主任技術者等であること。 別表で施工実績を求めている場合において、本工事の入札に経常建設共同企業体で参加するときは、構成員のいずれかが配置する主任技術者等が施工実績を有していれば足りることとし、特定建設工事共同企業体で参加するときは、特定建設工事共同企業体の代表者が配置する主任技術者等が施工実績を有していることとしします。 また、本工事が工場製作を含む工事であつて、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置する場合は、現地施工期間に配置する主任技術者等が施工実績を有していることとしします。 配置予定技術者の施工実績とは、次のa又はbをいいます。 なお、施工実績として提出する工事が余裕期間設定工事等で、全体工期（契約日から完成日まで）と実工期（現場着手日から完成日まで）が一致しない工事である場合は、次のa及びbに示す「契約日から完成日までの期間」を「実工期」に読み替えて適用することとしします。 a 主任技術者等としての実績 主任技術者等として、対象となる工事の契約日から完成日までの期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績をいいます。 なお、対象となる工事が、工場製作を含む工事であつて、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置し、工場と現地で工事の現場が移行する時点において主任技術者等を交代している場合は、当該工事の現地施工期間の主任技術者等として、当該工事の現地施工期間において、完成日を含む現地施工期間の2分の1以上の連続した期間に従事した実績をいいます。 ただし、監理技術者補佐として従事した実績は認められません。
---	---

b 現場代理人としての実績 別表で指定する技術者要件を満たすもののうち、公共機関等が発注した工事の契約日から完成日までの期間において完成日を含む2分の1以上の連続した期間に現場代理人として従事していた実績をいいます。ただし、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（以下「コリンズ」といいます。）に現場代理人として登録された者に限ります（以下「現場代理人として従事していた実績」において同じ。）。 なお、対象となる工事が、工場製作を含む工事であつて、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置し、工場と現地で工事の現場が移行する時点において主任技術者等を交代している場合は、当該工事の現地施工期間において完成日を含む2分の1以上の連続した期間に現場代理人として従事していた実績をいいます。 (4) 三重県公共工事共通仕様書1-1-1-101の規定による主任技術者等であること（ただし、別表で指定する建設工事の種類が三重県公共工事共通仕様書に規定する9業種である場合。）。 なお、経常建設共同企業体にあつては、国家資格を有する者であること。 (ウ) 監理技術者にあつては、本工事で求める建設業の許可業種に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。 (エ) 本工事が建設業法第26条第3項に該当し、主任技術者等を専任で配置する必要がある場合で、入札時に配置予定技術者の届出を求めるとき（別表で指定しています。）は、本工事の参加申請書の受付最終日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。 また、主任技術者等を専任で配置する必要がある場合で、入札時に配置予定技術者の提出を求めないときは、契約日（本工事の契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三重県条例第9号）に基づき三重県議会の議決に付さなければならない案件（以下「議決案件」といいます。）である場合（別表で指定しています。）は「本契約日」）以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。 なお、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属企業の変更があつた場合には、変更前の所属企業と3か月以上の雇用関係にある者については、変更後の所属企業との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなします。 (ウ) 建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける主任技術者等（以下「専任特例1号」という。）、同項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例2号」という。）及び同法第26条の5の規定の適用を受ける主任技術者等（以下「専任特例営業所技術者」という。）の配置を行う場合は、三重県公共工事共通仕様書に記載の要件を全て満たすこと。 (3) 本工事の落札者決定方式が施工体制確認型総合評価方式である場合は、次に掲げる条件を全て満たしている者としします。 ア 技術資料届出書及び別表で指定する全ての技術資料を提出していること。 イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

【特記事項】

5 提出書類等 (1) 開札時において低入札となったとき、施工体制確認審査を受ける意思のある入札参加者は、三重県総合評価方式の運用ガイドラインに定める施工体制審査意向確認書（様式4）を提出してください。 提出にあたっては、入札公告本文4及び5(15)を十分に確認してください。 なお、施工体制審査意向確認書を提出したにもかかわらず、施工体制確認資料を提出しない等、施工体制審査マニュアルに基づく審査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

【注意事項】

3 競争参加資格要件に関する事項 入札公告本文3(1)セにおける、資本関係又は人的関係がないことの確認は、競争参加資格確認申請書提出期限の前月20日までに県土整備部建設業課が受理した、業態調書を基に作成した資本関係等リストにより行います。なお、前月20日が日曜日、土曜日、祝祭日等にあたるときは翌開庁日とします。
5 提出書類等 入札時提出書類のうち「法第26条第3項第2号による場合は、専任特例2号の監理技術者配置予定届出書（様式第2-3号）」を提出する場合、以下の工事は技術的難度が高い工事として兼任を認めないものとします。 堰・水門、水路トンネル、転流トンネル、ダム（砂防ダムを除く）、道路トンネル、共同溝（シールド工法に限る）、下水道（シールド工法に限る）、工事規模が大きく自然条件や社会条件による制約がある工事 ※いずれも新設工事に限る。

○その他

- *1 「共同企業体取扱要綱」とは、「三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱」をいいます。
- *2 「電子調達運用基準」とは、「三重県公共事業電子調達運用基準」をいいます。